10　延長支援加算
イ　延長時間１時間未満の場合　61単位
ロ　延長時間１時間以上２時間未満の場合　92単位
ハ　延長時間２時間以上の場合　123単位
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児等に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児等に対し、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。
11　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。）が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
12　福祉・介護職員処遇改善特別加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあっては、１から10までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第４　保育所等訪問支援
１　保育所等訪問支援給付費（１日につき）　906単位
注１　指定保育所等訪問支援事業所（指定通所基準第73条に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定保育所等訪問支援（指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。
２　保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
⑴　指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　100分の95
⑵　同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合　100分の93
３　児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、１日につき68単位を所定単位数に加算する。
２　利用者負担上限額管理加算　150単位
注　指定保育所等訪問支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。
３　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。４において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１及び２により算定した単位数の1000分の32に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
４　福祉・介護職員処遇改善特別加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、１及び２により算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、３の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

○厚生労働省告示第百二十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二十第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十四日　厚生労働大臣　小宮山洋子

児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第１の１（注５から注７までを除く。）、２及び４から11までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第１の１（注５から注７までに限る。）及び３により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第２により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

二　前号の規定により、指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

障害児入所給付費単位数表

第１　福祉型障害児入所施設
１　福祉型障害児入所施設給付費（１日につき）
イ　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
⑴　入所定員が５人以上９人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　730単位
⑵　入所定員が10人の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　619単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,430単位
㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　730単位
⑶　入所定員が11人以上20人以下の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　536単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　940単位
㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　730単位